宮 環 審 第 1 号 平成28年 月 日

宇都宮市長 佐 藤 栄 一 様

宇都宮市環境審議会 会長 大久保 忠 旦

第3次宇都宮市環境基本計画及び宇都宮市地球温暖化対策実行計画の策定について(答申)

平成26年3月25日付 宮環政第710号をもって諮問のあった「第3次宇都宮市環境基本計画及 び宇都宮市地球温暖化対策実行計画の策定」について、別紙のとおり答申いたします。

はじめに

近年,人口減少,少子・超高齢化が進展する中,平成23年3月に発生した東日本大震災や,ゲリラ豪雨等の気候変動に起因すると考えられる自然災害の発生など,社会状況が大きく変化しており,身近な生活環境である大気や水質汚染,騒音などに加え,地球規模で課題となっている地球温暖化や生物多様性の喪失など,環境問題はますます多様化・複雑化しています。

これらの環境課題の解決に向けましては、例えば地球温暖化に関しては、「パリ協定」による新たな温暖化対策の枠組みが制定されるなど、今後世界レベル・国レベルで推進されていくものもありますが、本市といたしましても、市民・事業者に身近なレベルで、着実にこれらの環境課題に対応していくことが、今後の本市の持続的な発展につながっていくものと考えます。

本審議会では、こうした基本的な考え方や宇都宮市環境基本条例の理念等を踏まえ、貴職より諮問のあった「第3次宇都宮市環境基本計画及び宇都宮市地球温暖化対策実行計画の策定」について、平成26年度、平成27年度の2か年 計6回にわたり議論を重ねてきたところであり、その結果、以下の結論を得ましたので、ここに答申します。

1 「第3次宇都宮市環境基本計画」及び「宇都宮市地球温暖化対策実行計画」について

「第3次宇都宮市環境基本計画」においては、市民、事業者、行政の三者が共通の認識を持ち、それぞれが主体的に環境の創造・保全に取り組むため、本市が目指す環境都市の姿をより具体的に示すとともに、その実現に向け、本市のまちづくりに関する政策課題(ネットワーク型コンパクトシティ形成等)や、国等の中長期の施策動向や踏まえた、分野を横断した重点戦略の設定が重要であると考えます。

また,「宇都宮市地球温暖化対策実行計画」においては, 県都として, 周辺地域をリードするための高い目標の設定にもチャレンジする必要があると考えたところであります。

これらの考えに立ち、本審議会での意見を具体的に反映させた両計画の案を、別添のとおり答申として示します。

2 計画の推進にあたって

計画を着実に推進するにあたり、本計画が市民・事業者にとって分かりやすく、親しみやすい計画となり、より多くの人が、その内容を理解し、協働して環境保全に取り組むことが可能になることを期待し、以下の点に十分に留意して取り組んでいくことを提言します。

(1)計画の運用に関する事項

ア 新たに設定した「環境都市の姿」を実現するため、重点戦略等の着実な推進に努めること

イ 年々複雑・多様化する環境問題に的確に対応していくため、今後も環境状況の現状把握に努めるとともに、庁内各部局で所掌する関係計画との連携・整合を十分に行うこと

- ウ 計画に示された施策・事業については、それらの進捗状況等を的確に把握するとともに、審議 会からの意見など、事業展開の過程で出される新たな意見・要望などについても十分配慮し、適 宜改善に努めること
- エ 市民・事業者・市の各主体間の環境に関する情報の交換・共有や人的交流に努めながら、連携した行動・事業の実施に努めること

また、そのような市民・事業者の施策参加と協働を推進するための環境づくりのため、各種計画や環境配慮指針の内容等をわかりやすく紹介した概要版の作成などにより、市民・事業者等への積極的な周知に努めること

オ 特に広域的な対応が必要な環境課題に対しては、国や県との連携を図り、適宜協力を求めていくこと

(2) 分野別施策の展開に関する事項

【地球環境】

- ・ ネットワーク型コンパクトシティやLRTを中心とした公共交通ネットワークなど本市のま ちづくり施策との連携に十分に留意すること
- ・ 地域のポテンシャルを活かした地域活性化の推進や、市民の生活の質の維持・向上につなげることを意識しながら、合理的なエネルギー使用による低炭素なまちづくりに努めること
- ・ 地球温暖化への「適応」について、市民・事業者への普及啓発に十分に配慮すること

【廃棄物】

- ・ もったいない生ごみやレジ袋の削減等の取組をはじめとする,市民,事業者の主体的な分別・ リサイクルの取組の拡充・強化などにより,着実なごみの減量に取り組むこと
- ・ 新たな資源の循環に向けた取組の推進に努めること

【自然環境】

・ 生物多様性の恩恵が私たちの生活に必要不可欠なものであることを深く市民・事業者に理解 してもらうため、身近な自然の保全の徹底と、自然環境と共生していく地域づくりの取組の推 進に努めること

【生活環境】

・ 市民が、安心して快適に暮らすための生活環境を将来に継承していくため、大気、水、土壌 など、公害のない安全な生活環境・自然環境の保全に努めること

【人づくり】

- ・ 幼年期・児童期・ 青年期・壮年期・老年期といった各世代に応じた環境教育や環境学習を, 系統的・継続的に展開すること
- ・ それらの環境学習の実施にあたっては、市民・事業者との連携はもとより、行政内部での横 断的な連携についても十分に留意すること